

社会保険労務士法人

## ソーシャル ブライト マネジメント

154.0004 東京都世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル6F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <https://www.s-b-m.jp>

## SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

「こころの耳の相談窓口」が  
リニューアルされました

◆電話、SNS、メールでの相談が利用可能に  
厚生労働省は「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳」の「こころの耳の相談窓口」をリニューアルし、電話、SNS、メールでの相談が利用できるようになりました。「こころの耳の相談窓口」は、働く人やその家族、企業の人事労務担当者を対象に、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、悩みなどを相談することができます。  
各相談窓口の特徴について紹介していきます。

### ◆働く人の「こころの耳電話相談」

電話相談は、平日 17 時～22 時、土曜日・日曜日 10 時～16 時（祝日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）に実施しています。それ以外の時間は、自動応答メッセージが流れます。

### ◆働く人の「こころの耳 SNS 相談」

「電話ではうまく話せない」「電話で相談することが難しい状況」などの場合、SNS で相談できます。相談には LINE アプリの当相談窓口のアカウントへの「友だち登録」が必要です。受付は、電話相談の 30 分前までとなっています。

### ◆働く人の「こころの耳メール相談」

相談内容を文章にしてまとめて伝えたいなどの場合には、メールで相談することができます。「ご相談の前に」・「利用規約」の同意のチェックボックスにチェックをして、メール相談専用フォームに入力することができます。

す。メールは 24 時間受け付けていますが、祝日、年末年始は対応を行っていません。

### ◆相談する際の注意事項

各相談窓口を利用する前には利用規約を読み、同意する必要があります。また、医療の是非の判断などの医療行為にあたる内容や法律や税務等の専門的知識を必要とする相談、公的扶助や社会保険、各種給付金などの適用や処遇などについては対応できませんのでご注意ください。

各相談窓口の詳しい利用方法については以下のサイトをご確認ください。

### 【厚生労働省「こころの耳 相談窓口】

<https://kokoro.mhlw.go.jp/soudan/>

10 月は「年次有給休暇取得促進期間」  
です

厚生労働省は、毎年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、労働者の年次有給休暇取得を促進するための広報・啓発活動を展開しています。

年次有給休暇は働く人の心身の健康保持や生活の質の向上にとって重要な制度であり、働き方改革を推進するうえでも欠かせないものです。取得率は約 65% にとどまっており、政府は 2028 年度までに 70% の達成を目指しています。企業においては、促進期間を一つの機会として、取得率向上に向けた取組みが求められま

す。

### ◆年次有給休暇の年5日取得義務の確実な履行

労働基準法の改正により、2019年4月から使用者は年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、5日の年次有給休暇を取得させる義務を負っています(労働基準法第39条第7項)。

この義務は、雇用形態にかかわらず該当するすべての労働者が対象です。取得義務を果たしていない場合には、30万円以下の罰金が科されることもあるため、法令を遵守した確実な管理が求められます。

年次有給休暇の取得促進には、計画的な業務運営や休暇の分散化に役立つ「年休の計画的付与制度」や、働く人の事情に応じた柔軟な休み方を可能にする「時間単位年休」の活用も考えられます。

### ◆取得しやすい職場環境の整備を進める

取得を促進するためには、計画的付与制度の活用や繁忙期を避けた時期の調整、管理職への周知などが有効です。また、業務の割振りや職場内の雰囲気づくりといった面からも、取得しやすい環境を整備していく必要があります。

こうした取組みは、働く人の健康維持にとどまらず、モチベーションの向上や職場の定着率の改善にもつながるものと考えられます。

企業は、制度の趣旨を踏まえ、年次有給休暇の取得が円滑に進むような体制づくりを進めることができます。

### 【厚生労働省「年次有給休暇取得促進特設サイト】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

## 今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付  
<第3期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出  
<休業4日未満、7月～9月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分>  
[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]